

Students' voice 委員会規程

(設置)

第1条 学生支援委員会の下部組織として、Students' voice 委員会（以下「Sv 委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 Sv 委員会は、第5条第1項に定める顧問の助言の下に、学生の目線で教育の内容・方法及び学生生活を始めとした修学全般について話し合い、得られた意見、要望等を本学の修学環境の一層の改善に反映させ、さらには、Sv 委員会活動を通じて学生自身が成長するきっかけの場を提供することを目的とする。

(組織)

第3条 Sv 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生自治会会長
- (2) 学生自治会副会長
- (3) 各学年代表者 4人程度
- (4) 公募により選出された学生 4人程度

2 前項第3号及び第4号の委員は、学生支援委員会が選考する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 Sv 委員会に顧問を置き、学生支援委員会委員長をもって充てる。

2 顧問は、Sv 委員会の運営に関する相談及び支援に当たる。

(委員長)

第6条 Sv 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、Sv 委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 Sv 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

2 顧問及び大学事務部学生支援課職員は、Sv 委員会に出席し、必要な助言を行う。

3 前項に掲げるもののほか、顧問は、議案に係る教職員に Sv 委員会への出席を要請することができる。

(議事内容の公表)

第8条 学生支援委員会は、Sv 委員会の議事内容を掲示等により学生に公表する。

(意見等への対応)

第9条 Sv 委員会における意見等は、顧問が整理し、学生支援委員会に報告する。

2 学生支援委員会は、その対応・改善策について検討し、その結果を教授会に報告・提案する。

(意見交換会)

第 10 条 学生支援委員会委員長は、学生と教職員が一堂に会し、本学の現状、課題等を共有するため、必要に応じて意見交換会を開催するものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、Sv 委員会の運営等に関し必要な事項は、学生支援委員会が Sv 委員会と協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和 8）年 4 月 1 日から施行する。